

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成19年9月10日
【事業年度】	第37期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	カネ美食品株式会社
【英訳名】	Kanemi Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古田 克美
【本店の所在の場所】	名古屋市天白区中坪町90番地
【電話番号】	(052) 895-2141 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 三矢本 利昭
【最寄りの連絡場所】	名古屋市天白区中坪町90番地
【電話番号】	(052) 895-2141 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 三矢本 利昭
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出いたしました有価証券報告書について、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (5) <省略>

(訂正後)

(1) ～ (5) <省略>

(6) 取締役の員数等に関する定款の定め

① 取締役の員数

当社は、取締役の員数について、15名以内とする旨を定款で定めております。

② 取締役の選任方法

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

③ 取締役の任期

当社は、取締役の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款で定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己の株式の取得

当社は、資本政策を機動的に遂行することが可能となるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

② 剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年9月30日を基準日とし、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款で定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することによって株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。